【参考】企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成21年3月27日)からの改正点

以下の比較表では、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成 21 年 3 月 27 日)からの改正部分に下線を付している。

ル工化	ルナゲ
改正後	改正前
企業会計基準第 12 号	企業会計基準第 12 号
「四半期財務諸表に関する会計基準」	「四半期財務諸表に関する会計基準」
平成 19 年 3 月 14 日	平成 19 年 3 月 14 日
カー カー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ	改正平成 20 年 12 月 26 日
改正平成 20 年 12 月 20 日 改正平成 21 年 3 月 27 日	最終改正平成 21 年 3 月 27 日
	<u> </u>
<u>最終改正平成 21 年 6 月 26 日</u>	企業会計基準委員会
企業会計基準委員会	上 未 云 訂 基 年 安 貝 云
 会計基準	 会計基準
四半期連結財務諸表の作成基準	四半期連結財務諸表の作成基準
開示	開示
注記事項	注記事項
19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。	19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。
(1)~(13) (省略)	(1)~(13) (省略)
(14) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を	(14) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を
生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、	抱かせる事象又は状況が存在する場合には、その旨及びそ
当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応	の内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経
をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認	営者の対応等
められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期	<u> </u>
会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認めら	
れなくなった場合は、注記することを要しない。	
(1)	(017 m/s)
(以下 略)	(以下 略)

世界 四半期個別財務諸表の作成基準 開 示 注記事項

- 25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)~(11) (省 略)
 - (12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

(以下 略)

適用時期等

(平成21年3月改正会計基準)

- 28-5. 平成 21 年 3 月改正の本会計基準 (以下「平成 21 年 3 月改正会計基準」という。) (ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。) の適用時期は、平成 20 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。) と同様とする。
- 28-6. 後入先出法における売上原価修正の削除に関連した平成 21 年 3月改正会計基準第 11 項及び第 13 項の適用時期は、平成 20 年 9 月に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。) の適用時期と同様とする。

(平成 21 年 6 月改正会計基準)

<u>28-7.</u> 平成 21 年 6 月改正の本会計基準 (以下「平成 21 年 6 月改正 会計基準」という。) 第 19 項(14)及び第 25 項(12)は、平成 21

改正前

四半期個別財務諸表の作成基準

開示

注記事項

- 25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)~(11) (省 略)
 - (12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を <u>抱か</u>せる事象又は状況が存在する場合<u>に</u>は、その旨及びそ の内容<u>、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経</u> 営者の対応等

(以下略)

適用時期等

(平成 21 年改正会計基準)

- 28-5. 平成 21 年改正の本会計基準(以下「平成 21 年改正会計基準」という。)(ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。)の適用時期は、平成 20 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。)と同様とする。
- 28-6. 後入先出法における売上原価修正の削除に関連した平成 21 年 改正会計基準第 11 項及び第 13 項の適用時期は、平成 20 年 9 月 に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会 計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。) の適用時期と同 様とする。

(新 設)

改正後	改正前
年6月30日以後終了する四半期会計期間から適用する。	
議 決 29-3. 平成 21 年 <u>3 月</u> 改正会計基準は、第 173 回企業会計基準委員会 に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席 した委員は、以下のとおりである。 (以下 略)	議 決 29-3. 平成 21 年改正会計基準は、第 173 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 (以下 略)
29-4. 平成 21 年 6 月改正会計基準は、第 179 回企業会計基準委員会 に出席した委員 14 名全員の賛成により承認された。なお、出席 した委員は、以下のとおりである。 (以下 略)	(新設)

きない。 お論の背景 結論の

検討の経緯

- 30-3. 平成21年3月改正会計基準は、平成20年9月改正の棚卸資産会計基準により選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことや、平成20年改正企業結合会計基準における持分プーリング法の廃止等に対応して、技術的な改正を行ったものである。
- 30-4. 平成 21 年 6 月改正会計基準は、平成 21 年 4 月に改正された 財務諸表等規則等により、継続企業の前提に重要な疑義を生じ させるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象 又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに注 記が求められることとなったことを踏まえて、改正を行ったも のである。

四半期財務諸表の作成基準 四半期特有の会計処理

(その他の四半期特有の会計処理)

49. 四半期財務諸表の性格として「実績主義」を貫徹した場合、 売上原価や営業費用に関して繰延処理や繰上計上は認められないこととなるが、平成19年会計基準では、例外的に、原価差異の繰延処理と後入先出法における売上原価修正を認めるかどうかについて検討を行った。

これらは、「中間財務諸表作成基準」の改訂時に「予測主義」 から「実績主義」に基本的な考え方を変更する際に、相対的に みて恣意的な判断の介入の余地が大きい等の理由により削除さ れた処理である。しかし、四半期財務諸表では、中間財務諸表 よりも売上原価が操業度等により大きく変動し、売上高と売上 原価の対応関係が適切に表示されない可能性があるため、売上 原価に関連するこの2項目については例外的に四半期特有の会

結論の背景 検討の経緯

30-3. 平成21年改正会計基準は、平成20年9月改正の棚卸資産会計基準により選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことや、平成20年改正企業結合会計基準における持分プーリング法の廃止等に対応して、技術的な改正を行ったものである。

改正前

(新 設)

四半期財務諸表の作成基準 四半期特有の会計処理

(その他の四半期特有の会計処理)

19. 四半期財務諸表の性格として「実績主義」を貫徹した場合、 売上原価や営業費用に関して繰延処理や繰上計上は認められないこととなるが、平成19年会計基準では、例外的に、原価差異 の繰延処理と後入先出法における売上原価修正を認めるかどう かについて検討を行った。

これらは、「中間財務諸表作成基準」の改訂時に「予測主義」 から「実績主義」に基本的な考え方を変更する際に、相対的に みて恣意的な判断の介入の余地が大きい等の理由により削除さ れた処理である。しかし、四半期財務諸表では、中間財務諸表 よりも売上原価が操業度等により大きく変動し、売上高と売上 原価の対応関係が適切に表示されない可能性があるため、売上 原価に関連するこの2項目については例外的に四半期特有の会 改正後

計処理を認めた方が経済的実態をより適切に表し、財務諸表利 用者に対して将来の業績予測に資する情報を提供することがで きるという見方がある。また、平成12年に改訂されたカナダ基 準では、「実績主義」を採用しつつ、原価差異の繰延処理や後入 先出法における売上原価修正を特例として定めている。

検討の結果、四半期決算では、年度決算や中間決算よりも短い会計期間の中で企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する情報を適切に提供しなければならないという点を踏まえ、平成19年会計基準では、原価差異の繰延処理と後入先出法における売上原価修正について一定の条件を満たした場合には、継続適用を条件に四半期特有の会計処理として認めることとした。なお、後入先出法における売上原価修正については、平成20年9月に改正された棚卸資産会計基準において、選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことから、平成21年3月改正会計基準で削除されている。

開示

(継続企業の前提に関する重要な不確実性)

60. 継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記については、公認会計士又は監査法人の責任やレビュー手続との関係も考慮に入れて慎重に対応すべきであるという意見がある。その一方、財務諸表利用者の強い開示ニーズが指摘されているとともに、米国では公認会計士又は監査法人のレビュー手続を前提とした開示が行われている。

検討の結果、<u>平成19年</u>会計基準では、財務諸表に対する二重 責任の原則を前提として、継続企業の前提に重要な疑義がある 場合の注記を求めることとした。 改正前

計処理を認めた方が経済的実態をより適切に表し、財務諸表利用者に対して将来の業績予測に資する情報を提供することができるという見方がある。また、平成12年に改訂されたカナダ基準では、「実績主義」を採用しつつ、原価差異の繰延処理や後入先出法における売上原価修正を特例として定めている。

検討の結果、四半期決算では、年度決算や中間決算よりも短い会計期間の中で企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する情報を適切に提供しなければならないという点を踏まえ、平成19年会計基準では、原価差異の繰延処理と後入先出法における売上原価修正について一定の条件を満たした場合には、継続適用を条件に四半期特有の会計処理として認めることとした。なお、後入先出法における売上原価修正については、平成20年9月に改正された棚卸資産会計基準において、選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことから、平成21年改正会計基準で削除されている。

開示

(継続企業の前提への重要な疑義)

60. 継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記について は、公認会計士又は監査法人の責任やレビュー手続との関係も 考慮に入れて慎重に対応すべきであるという意見がある。その 一方、財務諸表利用者の強い開示ニーズが指摘されているとと もに、米国では公認会計士又は監査法人のレビュー手続を前提 とした開示が行われている。

検討の結果、本会計基準では、財務諸表に対する二重責任の原則を前提として、継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記を求めることとした (第19項(14)及び第25項(12)参照)。しかしながら、開示対象となる四半期会計期間において新たに継続企業の前提に重要な疑義が生じた場合、四半期財務諸表を作成する日までに、当該疑義を解消又は大幅に改善するための経営計画などを策定することは実務上困難なことも考えられ

改正後 改正前 る。したがって、四半期財務諸表においては、継続企業の前提 に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する旨及びその内 容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対 応等に関する注記を求めることとした。 この場合における経営者の対応等には、当該重要な疑義の影 響を四半期財務諸表に反映しているか否かに関する記載を行う ほか、重要な疑義を解消するための経営計画がある場合にはそ の内容、重要な疑義を解消するための経営計画がない場合には 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理 的と判断した理由を記載することが考えられる。なお、後者の 場合においても、例えば、債務超過であるときや重要な債務の 不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解消の見通し等 を記載することが必要であると考えられる。 また、四半期会計期間の末日に存在した継続企業の前提に重 要な疑義を抱かせる事象又は状況が、四半期財務諸表を作成す る日までの間に解消又は大幅に改善した場合、若しくは当該事 象又は状況が変化した場合には、その旨及びその経緯も含めて 記載することが必要であると考えられる。 (新 設) 60-2. その後、平成21年4月に改正された財務諸表等規則等では、 国際的な取扱いとの整合性等の理由により、継続企業の前提に 重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合に直ちに注 記を求める取扱いが見直され、継続企業の前提に重要な疑義を 生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該 事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしても なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき に、経営者が、その評価の手順にしたがって、当該事象又は状 況が存在する旨及びその内容、当該事象又は状況を解消するあ るいは改善するための対応策、継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる旨とその理由、及び当該重要な不確実性 の影響を財務諸表に反映しているか否かを注記することが求め

北大公	北 丁台
改正後	改正前
<u>られることとなった。</u>	
このため、四半期財務諸表においても、年度の財務諸表の取	
扱いを踏まえ、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認め	
られる場合に、その旨及びその内容等に関する注記を求めるこ	
ととした (第19項(14)及び第25項(12)参照)。	
60-3. ここで、その内容等を記載するにあたっては、直前の年度又	(新 設)
は直前の四半期会計期間(以下「前会計期間」という。)の末日	
から当四半期会計期間末までに継続企業の前提に関する重要な	
不確実性に特段の変化がない場合には、前会計期間の注記を踏	
まえる必要があると考えられる。一方、当四半期会計期間末に	
おいて新たに継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら	
れる場合等には、四半期決算の特性も考慮してその内容等を記	
載する必要があると考えられる。	
なお、四半期会計期間の末日後、四半期財務諸表を作成する	
日までの間に当該重要な不確実性が認められなくなった場合に	
は、年度の財務諸表の取扱いを踏まえ、当該注記を要しない旨	
<u>を明らかにしている。</u>	
平成 21 年 6 月改正会計基準の公表による他	(新 設)
の会計基準等についての修正	
(以下 略)	

以上